

平成28年第4回辰野町議会定例会会議録(1日目)

1. 招集告示年月日 平成28年5月25日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 平成28年6月1日 午前10時
4. 議員総数 14名
5. 出席議員数 14名
 - 1番 岩田 清
 - 2番 根橋 俊夫
 - 3番 向山 光
 - 4番 中谷 道文
 - 5番 山寺 はる美
 - 6番 堀内 武男
 - 7番 篠平 良平
 - 8番 小澤 睦美
 - 9番 瀬戸 純
 - 10番 宇治 徳庚
 - 11番 熊谷 久司
 - 12番 垣内 彰
 - 13番 成瀬 恵津子
 - 14番 宮下 敏夫
6. 会議事項
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
専決第1号 平成27年度辰野町一般会計補正予算(第12号)
 - 日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
専決第2号 平成27年度辰野町上水道事業会計補正予算(第2号)
 - 日程第5 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて
専決第3号 平成27年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第5号)
 - 日程第6 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて
専決第4号 平成27年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算
(第4号)
 - 日程第7 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて
専決第5号 平成27年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算
(第3号)
 - 日程第8 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて
専決第6号 平成27年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

- 日程第9 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて
専決第7号 平成27年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第2号)
- 日程第10 議案第8号 専決処分の承認を求めることについて
専決第8号 平成27年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)
- 日程第11 議案第9号 専決処分の承認を求めることについて
専決第9号 平成27年度町立辰野病院事業会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第10号 専決処分の承認を求めることについて
専決第10号 平成27年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第13 議案第11号 専決処分の承認を求めることについて
専決第11号 平成27年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第14 議案第12号 専決処分の承認を求めることについて
専決第12号 辰野町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第13号 専決処分の承認を求めることについて
専決第13号 辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第14号 専決処分の承認を求めることについて
専決第14号 辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第15号 専決処分の承認を求めることについて
専決第15号 辰野町固定資産評価審査委員会条例及び辰野町固定資産評価審
査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につ
いて
- 日程第18 議案第16号 専決処分の承認を求めることについて
専決第16号 辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に
関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第17号 平成28年度辰野町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第20 議案第18号 平成28年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第19号 平成28年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算
(第1号)

- 日程第22 議案第20号 平成27年度（繰越）辰野南小学校体育館等改修工事請負契約について
- 日程第23 議案第21号 平成28年度小野保育園耐震補強及び改修工事（本体工事）請負契約について
- 日程第24 議案第22号 平成28から29年度辰野町公共下水道辰野水処理センターの建設工事委託に関する協定について
- 日程第25 議案第23号 平成28から29年度辰野町特定環境保全公共下水道小野水処理センターの建設工事委託に関する協定について
- 日程第26 地方自治法施行令第146条第2項、地方公営企業法第26条第3項、地方自治法第243条の3第2項の規定及び地方自治法第180条の規定による報告事項
 報告第1号 平成27年度辰野町一般会計繰越明許費繰越計算書
 報告第2号 平成27年度辰野町上水道事業会計予算繰越計算書
 報告第3号 平成27年度辰野町土地開発公社事業決算書及び平成28年度辰野町土地開発公社事業計画書の提出について
 報告第4号 専決処分の報告について
- 日程第27 請願・陳情について

7. 地方自治法第121条により出席した者

町長	加 島 範 久	副町長	武 居 保 男
教育長	宮 沢 和 徳	代表監査委員	三 澤 基 孝
総務課長	一ノ瀬 元 広	まちづくり政策課長	山 田 勝 己
産業振興課長	一ノ瀬 敏 樹	こども課長	武 井 庄 治
会計管理者	宮 原 修 二	住民税務課長	赤 羽 博
保健福祉課長	守 屋 英 彦	建設水道課長	小 野 耕 一
生涯学習課長	原 照 代	税務担当課長	伊 藤 公 一
辰野病院事務長	今 福 孝 枝		

8. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	赤 羽 裕 治
議会事務局庶務係長	菅 沼 由 紀

9. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第6番 堀内 武男

議席 第7番 篠平 良平

10. 会議の顛末

○局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議長

おはようございます。今年は春の訪れが早く松尾峡ではホタルの幼虫も一週間ほど早くも上陸を確認しております。ちらほらとホタルの発生も始まったようであります。また上陸した幼虫の数も多いようでありますので、ホタルの乱舞も一昨年以上を期待されております。11日より開催されます、ほたる祭りには、観蛍客の皆さんに辰野のホタルを十分に堪能していただけたらと思っております。

定足数に達しておりますので、これより平成28年第4回辰野町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。ここで議長の諸般の報告を行います。文書報告とし、お手元に配付してありますので、のちほどご覧ください。続いて議事に入ります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。第4回定例会招集にあたり町長より挨拶を受けます。

○町長

本日ここに第4回辰野町議会6月定例会を招集申し上げましたところ、各位には時節柄大変お忙しいところ、出席を賜り感謝申し上げます。また、議員各位には議会報告会など、幅広い活動に敬意を表するとともに、地域やグループの皆さま方と地域おこしや奉仕活動に積極的に参加され、感謝申し上げます。日銀等が発表した直近の経済動向は振興国経済の影響などから、輸出生産面に鈍さがみられるものの、基調としては緩やかな回復を続けているとし、長野県においても一部に弱めの動きがみられるものの緩やかに回復しているとしています。また、雇用情勢をみると3月の有効求人倍率は1.31倍と3ヶ月連続で1.3倍を維持し、全国平均と同等となっています。伊那地域では1.35倍と県平均を上回っておりますが、景気回復に関しては昨年の同時期と同様、7割以上、実感していないという状況です。来年度の消費税率2%引き上げは再延期となる見込みとなりましたが、福祉、子育て等に影響が出なければよいと願っております。熊本地震から1ヶ月半、罹災証明書の調査発行が進んでいない状況が報じられています。

町では直接的な支援はしておりませんが、義援金の公費からの支出、また町の団体や企業、個人からお預かりしたお金は日本赤十字社にお届けしております。分区長として御礼を申し上げるところであります。平成18年7月の豪雨災害から間もなく10年を迎えます。町では災害の記憶を風化させることなく、災害の経験から得られた教訓と知識を後世に継承すべく7月にシンポジウムを計画しております。これからの出水期を控え、災害に迅速に適切な対応が取れるよう消防をはじめ、関係機関と連携を図っていきます。いよいよ11日から町最大の観光イベントであります第68回ほたる祭りが開催されます。幼虫の上陸数から予想すると、昨年に比べ幻想的なホタルの乱舞が期待できそうです。思いやり、おもてなしの心で来町者をお迎えし、素晴らしいお祭りになることを願っています。また、関連した事業として第57回ほたる駅伝大会、第63回南信柔道大会のほか、今年には辰野駅開駅110周年の式典もあり、いっそう伝統を感じるお祭りでございます。さて、今年には27年度に策定いたしました「第五次辰野町総合計画後期基本計画」のスタートの年でもあります。「辰野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」と合わせて辰野町の将来に向かって歩み出します。住民に満足していただけるよう一人ひとりが創意工夫して今までとは違った新しい取り組みを始めてまいります。新年度がスタートして2ヶ月となりますが、主な事業の概要、進捗状況を申し上げます。まちづくり関係では、今年度の協働のまちづくり支援金事業として、16件の事業に助成をしております。地域の活力や魅力の向上、活性化に繋がっていきたいと思っております。福祉教育関係では、羽北保育園の延長保育が始まりました。これで町内全保育園において延長保育が実施されるようになりました。ハード事業では今議会に提案してありますが、小野保育園の耐震補強改修工事や南小学校体育館等外壁改修工事を進めてまいります。医療関係では、地域において必要な医療提供体制の確保を図り、安定した経営が持続できるよう地域医療構想を踏まえた新公立病院改革プランを策定してまいります。産業振興関係では、総合戦略に基づく人口減少対策の一環として食の革命事業がスタートしました。地域食材のPR、商品開発などの共同事業に取り組み、地域発信のフードビジネス創出を目指してまいります。また、昨年引き続き地域力維持、活性化を図るために「地域おこし協力隊」2名と集落の維持、及び活性化を推進するため「集落支援員」1名を任命し、移住定住の推進と集落支援の活動に取り組んでまいります。土木関係では生活道路としての町道路線の改良舗装維持補修に努めます。そのほか、移住定住促進事業関係では空き家等改修補助金、定住促進奨励金などの制度のPRに努めながら、多くの方にご利用いた

だきたいと思います。以上、事業の概況を申し上げましたがそれぞれの事業が円滑に執行できますよう全力を挙げて取り組んでまいりますので、今後とも町政運営にいつそうのご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。さて、今定例会に提案申し上げます議案は専決処分関係では平成27年度補正予算11件と条例の一部改正5件、平成28年度補正予算3件、工事請負契約関係4件、合わせて23議案であります。また、報告事項といたしまして平成27年度一般会計繰越明許費繰越計算書など4件があります。提案時それぞれご説明申し上げますので、原案承認、可決くださいますようお願い申し上げ、定例会招集にあたっての挨拶といたします。

○議長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、議席6番、堀内武男議員、議席7番、篠平良平議員を指名いたします。日程第2、会期の決定の件を議題といたします。議会運営委員長より、委員会における協議結果の報告を求めます。議会運営委員長、宇治徳庚議員。

○議会運営委員長（宇治）

皆さん、おはようございます。去る5月25日、議会運営委員会を開催し、平成28年第4回辰野町議会6月定例会の会期並びに審議日程について協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。5月25日、辰野町告示第23号によって辰野町長より6月定例会を、6月1日に招集する旨の告示をされたことを受け、委員全員、正副議同席のもと、6月定例会の会期並びに審議日程など議事運営について慎重に協議を行い、全委員一致して、決定いたしました。会期日程（案）並びに協議内容の詳細につきましては、議会事務局長より朗読いたさせますので、全議員のご賛同をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。

○議長

続いて、事務局長から会期日程案を朗読いたさせます。

○議会事務局長

（会期日程案 朗読）

○議長

お諮りいたします。本定例会の会期並びに議事運営については、議会運営委員長の報告のとおり、決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日から6月14日までの14日間と決定いたしました。日程第3、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて。専決第1号、平成27年度辰野町一般会計補正予算(第12号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町長

平成27年度辰野町一般会計補正予算(第12号)を提案するにあたりまして提案理由を申し上げます。今回の補正予算は地方交付税、地方消費税交付金などの増、使用料及び手数料などの減、国県支出金などの確定に伴う財源組替、不用額、町債、基金繰入金の調整などによります補正総額1億2,388万4,000円の減額で、予算総額は87億9,756万9,000円となる専決補正予算であります。以下、その大要を申し上げますと、歳入につきましては地方消費税交付金、地方交付税、分担金及び負担金、国庫支出金、財産収入などの増額補正。地方贈与税、利子割交付金、使用料及び手数料、県支出金、寄付金、基金繰入金、町債の減額補正であります。歳出につきましては、総務費では地方創生先行型事業の補助金、上伊那広域連合負担金などの不用額の整理。財政調整基金運用利子の積立が主なものです。民生費では介護保険事業への繰出金、福祉医療給付金などの不用額の整理。福寿苑擁壁改修等工事の増額が主なものです。衛生費では予防接種委託料、がん検診委託料、霊園造成補修工事などの不用額の整理が主なものであります。農林水産費では森林造成事業補助金の不用額の調整が主なものであります。消防費ではプレミアム商品券余剰金の地域振興基金への積立金増額が主なものです。土木費では公共下水道特別会計への繰出金の減。河川対策事業の県施工工事負担金の不用額の減が主なものです。消防費では上伊那広域消防負担金、報償費の不用額の整理が主なものです。教育費では両小野小学校負担金、町民会館の光熱水費など事業費確定による不用額の整理と財源組替であります。福寿苑擁壁改修工事につきましては平成28年度へ繰越手続きを行い、繰越明許費として事業を実施いたします。歳入においては滞納整理の強化等により収収確保を計り、歳出においては経常経費の削減に努めてまいりました。歳入の確定に伴う増収分については、将来の事業に備え財政調整基金の取り崩しは行わないように繰入金を減額し、調整いたしました。以上のとおり補正予算の大要を申し上げますが、必要に応じて関係課長より説明いたさせますので、ご審議の上、原案承認ください

ますようお願い申し上げます。以上です。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○向山（3番）

3点ほどお聞きしたいと思います。議案書の34ページになりますが、0309身体障害者等支援事業1,384万6,000円という大幅な増額になっておりますけれども、この増額の内容、理由について1点お聞きしたいと思います。2点目は38ページになります。0402保健衛生予防事業であります。ただ今、町長の説明の中で予防接種に関わる部分というような説明ございましたけれども、1,000万円の大幅な不用減額ということでもありますので、この内容についてお尋ねしたいと思います。それから3点目、48ページになりますが、0902非常備消防費の報償費、報償金及び賞賜金370万円の減額の主な理由について、この3点についてお尋ねいたします。

○保健福祉課長

はい、それでは向山議員のご質問にお答えいたします。まず34ページの身体障害者の自立支援給付費の増額ということでございますけれど、これにつきましてはサービスの利用件数が毎年増加してきております。障害者計画、相談が軌道に乗りまして利用できるサービス種別を増加しまして利用者にサービスが浸透してきたため利用件数が増えているものと思われまして。特に就労継続支援B型の利用者ですね、この利用者が増えました。約、延べですけれど550人ぐらい。特に利用日数ですね、こちらの方が約1,900日分ぐらい増えて27%増になっておりますので、そこらへんの関係でこの金額が増えてきたということになるかと思えます。続きまして38ページですね。38ページの委託料の関係でございますけれど、これは各種予防接種の予算との差額の詰み上げが1,000万円という大きな数字になっておりますけれど、主なものは日本脳炎の予防接種の関係であります。これにつきましては約3分の2、600万円ほど減額をさせていただきました。理由につきましては平成17年から22年の間、5年間副反応の関係で中断されていた期間がありまして、その期間に対象となった方々にも接種勧奨を行ってございましてその分の予算化しているためでございます。少ない接種となった主な要因につきましては平成25年度までは集団接種を行っていましたが、それ以降は個別接種になったため受けなかった方がということで少なくなったかなというようなふうを考えております。34ページ、38ページにつきましては以上でございます。

○総務課長

それでは非常備消防費の報償費の関係でございますけれども、370万円減額になっておりますが、こちらにつきましては報償費自体が消防団員の報償でございます、その中の出動、災害時の出動に対する報償、それから消防団員の退職者に対する報償、この2点が大きなものでございまして、まず災害出動につきましては予定した、と言いますか、火災等災害が少なかったということで消防団員の出動が少なかったということが1点。それから消防団員の退職手当につきましては計画した団員ではなくて、少ない人数の退職者だったということでもって減額となっております。以上です。

○議 長

ほかにありませんか。

○熊谷（11番）

2点質問いたします。まず、25ページの財政調整基金繰入金が3億5,300万円の減額になっております。この主なる内容をお聞きしたいのと、次に45ページの都市計画総務費の委託料252万円と繰出金2,383万8,000円、これの中身も教えてください。

○まちづくり政策課長

25ページの財政調整基金の繰入金であります。当初予算、平成27年度の当初予算では5億500万円の取り崩しを予定しておりました。取り崩しをして一般会計の中に繰り入れるというような予算を作っておりましたが、その後、いろいろな補正をしまして、また今年度の歳入の見込みですね、これが増加いたしました。歳出の方も、歳出削減ということで抑えることができまして、この取り崩しについては5億500万円、全額戻すことが可能という見込みが立ちましたので今回3億5,303万9,000円を減額を補正するものであります。以上です。

○建設水道課長

45ページの都市計画総合事業の減額についてお答えいたします。大きな繰出金についてですけれども、これ不用減額ということで公共下水道等の特別会計の繰出金が確定しましたので、それによる繰出金の減額に繋がっております。また、委託料については各都市計画の事業の委託料の請負差金の不用減額によるものです。以上です。

○議 長

ほかにありませんか。

○熊谷（11番）

先ほどの財政調整基金の説明ですけれども、ちょっとよく分からないんですが、500万円がどうして3億5,300万円もの影響があるかっていうことを。

○まちづくり政策課長

先ほど申しましたとおりに、当初予算では5億500万円の取り崩しを予定して予算の方を立てておりました。その後、今までに11回の補正をする中で財源ができたり、歳出の方を削減したりして、ここにあります補正前の額ですね、3億5303万9,000円まで取り崩しの方を抑えることができました。なおかつ、この年度末で最終調整ということで歳入の増加の見込み、また歳出の減額の見込み等を合わせまして、全額取り崩さなくてもいけるんじゃないかという見込みの中で、こういった予算の方を立てさせていただいております。以上であります。

○議 長

ほかにありますか。

（な し）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第1号、専決処分の承認を求めることについて。専決第1号、平成27年度辰野町一般会計補正予算（第12号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第1号は原案のとおり承認することに決しました。日程第4、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて。専決第2号、平成27年度辰野町上水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第2号、専決第2号、平成27年度辰野町上水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由を説明申し上げます。1ページをご覧ください。収益的収入及び支出の補正では収入及び支出を409万円それぞれ増額し、収入及び支出を、それぞれ4億2,631万7,000円とするものです。資本的収入及び支出では資本的収入額が資本的支出額に対して不足する1億6,411万5,000円は過年度分損益勘定留保資金で補填し、収入では補

助金、企業債を減額し、計1億1,070万円に。支出では建設改良費、企業債償還金を減額、増額し、計2億7,481万5,000円とするものです。6ページ、明細書をご覧ください。収益的収入及び支出の収入で主な補正は新設工事加入金の増額等で営業外収益を409万円増額し、7,812万5,000円に。7ページをご覧ください。支出では主な補正は有形固定資産減価償却費確定により営業費用を409万円増額し、3億7,262万3,000円とするものです。8ページをご覧ください。資本的収入及び支出の収入で主な補正はグリーンニューディール事業を県費補助金に国庫補助金から節目変更し、補助金確定により、計2,052万3,000円減額し、1億1,070万円とし、9ページ支出では改良及び簡水再編事業費確定により、計2,303万2,000円減額し、2億7,481万5,000円とするものです。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第2号、専決処分の承認を求めることについて。専決第2号、平成27年度辰野町上水道事業会計補正予算(第2号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第2号は原案のとおり承認することに決しました。日程第5、議案第3号、専決処分の承認を求めることについて。専決第3号、平成27年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第5号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第3号、専決第3号、平成27年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第5号)について提案理由を説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ278万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億4,657万3,000円とするものです。6ページをご覧ください。歳入で主なものは下水道受益者負担金の増額と、8ページ繰越金確定により7ページ一般会計繰入金を減額し、

差し引き 278 万 3,000 円減額するものです。10ページ、歳出をお願いします。公共下水道費では、主なものは消費税額確定により公課費を減額し、積立金を増額、差し引き 278 万 3,000 円を減額するものです。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 3 号、専決処分の承認を求めることについて。専決第 3 号、平成27年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第 5 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 3 号は原案のとおり承認することに決しました。日程第 6、議案第 4 号、専決処分の承認を求めることについて。専決第 4 号、平成27年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第 4 号、専決第 4 号、平成27年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第 4 号）について提案理由を説明申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,255 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 6,757 万 7,000 円とするものです。6 ページをご覧ください。歳入で主なものは各事業費確定により塩尻市負担金を 537 万 3,000 円減額し、8 ページでは基金繰入金を 734 万円減額するものです。10ページ、歳出で主なものは委託料、工事請負費等の確定に伴う不用減額により、計 1,255 万 4,000 円減額しました。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第4号、専決処分の承認を求めることについて。専決第4号、平成27年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第4号は原案のとおり承認することに決しました。日程第7、議案第5号、専決処分の承認を求めることについて。専決第5号、平成27年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第5号、専決第5号、平成27年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算（第3号）について提案理由を説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億394万7,000円とするものです。6ページをご覧ください。歳入歳出の主なものは下横川負担金を63万円減額し、9ページの歳出では同じく下横川施設管理工事請負費を63万円減額するものです。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第5号、専決処分の承認を求めることについて。専決第5号、平成27年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第5号は原案のとおり承認することに決しました。

日程第 8、議案第 6 号、専決処分の承認を求めることについて。専決第 6 号、平成27年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 6 号、専決処分の承認を求めることについて。平成27年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）の提案理由をご説明申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,277 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億 2,803 万 5,000 円とするものでございます。内容につきまして 6 ページをご覧ください。歳入についてです。国民健康保険税につきましては一般被保険者国民健康保険税では療養給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援金分、181 万 4,000 円の増額、退職被保険者では医療給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援金分 1,451 万 4,000 円を減額いたしました。7 ページをご覧ください。国庫負担金の療養給付費等負担金につきましては、負担金の交付決定によりまして 870 万 2,000 円の増額。特定健康診査等負担金も交付決定によりまして33万 5,000 円の増額となりました。国庫補助金、財政調整交付金は確定により 4,657 万 8,000 円の増額となりました。8 ページをご覧ください。療養給付費等交付金は実績による交付決定によりまして 8,541 万 3,000 円減額いたしました。9 ページをご覧ください。県負担金の高額医療費共同事業負担金は交付決定により76万 5,000 円の減額。特定健康診査等負担金につきましては実績により42万円を増額いたしました。県補助金、財政調整交付金につきましては交付決定により普通調整交付金は 3,015 万 5,000 円の減額となり、特別調整交付金も 3,050 万 2,000 円を減額いたしました。10ページをご覧ください。共同事業交付金は交付決定によりまして高額医療費共同事業交付金を 1,799 万 2,000 円の増額。保険財政共同安定化事業交付金につきましても 4,711 万 1,000 円増額いたしました。11ページをご覧ください。財産運用収入として基金利子を 4 万 6,000 円増額いたしました。12ページですが、繰入金でございます。一般会計繰入金につきましては実績により58万 1,000 円を減額いたしました。13ページをご覧ください。諸収入のうち、延滞金加算金及び過料は実績によりまして一般被保険者では 240 万円の増額、退職被保険者では 6 万 5,000 円を減額いたしました。雑入のうち、第三者納付金は一般で 390 万円の増額、退職で 5 万円減額いたしました。返納金につきましては実績によりまして退職で 3 万円を減額いたしました。続いて14ページをご覧ください。歳出になります。保険給付費、療

養諸費、一般被保険者療養給付費は財源組替でございます。退職被保険者等療養給付費は実績により2,900万円を減額いたしました。高額療養費のうち、一般被保険者高額療養費につきましては財源組替。退職被保険者等高額療養費につきましては実績によりまして750万円を減額いたしました。15ページをご覧ください。出産一時金は財源組替でございます。16ページですが後期高齢者支援金につきましては国庫支出金への減額による財源組替でございます。17ページをご覧ください。介護納付金も国庫支出金の減額による財源組替でございます。18ページですが、共同事業拠出金でございますが、高額医療費拠出金、保険財政共同安定化拠出金につきまして財源組替を行いました。19ページをご覧ください。保健事業でございますが、特定健康診査等事業費につきましては国庫支出金の増額による財源組替でございます。20ページですが、基金積立金です。4万7,000円を国保支払い準備基金に積み立てることにしました。21ページをご覧ください。諸支出金繰出金につきましては国の特別調整交付金のうち、辰野病院へ49万6,000円を繰出したため増額いたしました。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○根橋（2番）

今、歳出の方で多くの今回の補正原因というのは財源組替っていうのが結構あるわけなんですけれども、若干見てみますと国庫支出金の減額が、その他の方へ振り返ったりしている財源組替が多いと思うんですけど、この理由と言いますか制度改正か何かあったんでしょうか。

○住民税務課長

いろいろな医療費の関係ですが、国の事業費確定によりまして町に来る交付金等の減額、また増額等あります。その中で今回財源組替としまして、少ない場合については減額いたしまして一般財源の方から出しているようなしだいでございます。以上です。

○根橋（2番）

ちょっとお聞きしているのは、財源組替、制度があつてこういうふうになっていると思うんですけど、その財源を組替えるっていう点で、例えば国庫支出金でこれトータルすると国庫支出金の方が減っているわけなんですけれども、それに対していわゆる例えば共同事業ですか、共同事業の方のその他、いわゆるお互い持ち寄りからきている基盤整

備の方から来ているお金が増えるとか、そういうことはちょっと、今までの制度の理解の中ではちょっとよく分からない部分があるんですけども。ただ医療費、減ったなら減ったでそれぞれみんな減るんじゃないかと思うんですが、どうしてこう組替になるかちょっと説明していただきたいと思います。

○住民税務課長

国の方の交付決定でございますが、これは一応2年前に遡りまして、そちらの実績から来るわけでございます。その中で今回も当初、町の方では国の交付を予定して財源を行っているわけですが、最終的に確定の中で少なくなってしまった部分がありますのでそのへんを国庫支出金から減らしているところでございます。

○根橋（2番）

そうしますと、結論的には制度の改正があったということではなく、その精算事務のタイムラグって言うかそういう関係上、そうなったということでしょうか。

○住民税務課長

根橋議員の言うとおりでございます。

○根橋（2番）

分かりました。

○議 長

ほかにありますか。

（な し）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第6号、専決処分の承認を求めることについて。専決第6号、平成27年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第6号は原案のとおり承認することに決しました。日程第9、議案第7号、専決処分の承認を求めることについて。専決第7号、平成27年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第7号、専決処分の承認を求めることについて。平成27年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ56万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ676万7,000円とするものでございます。内容につきまして6ページをご覧ください。歳入についてです。診療収入、第一診療所につきまして国保分を6万円減額、他保分を1万2,000円増額し、後期高齢者分43万円、一部負担金3万5,000円をそれぞれ減額いたしました。川島診療所、診療収入につきまして国保分を2万円減額、他保分を2万4,000円増額し、後期高齢者分3万円、一部負担金2万円をそれぞれ減額いたしました。7ページをご覧ください。雑入を9,000円減額いたしました。歳出につきましては、8ページをご覧ください。施設管理費のうち、第一診療所の燃料費を2万円、医師委託料を11万2,000円減額、川島診療所の一般職非常勤職員報酬を5万5,000円減額、出張診療委託料を5万円増額いたしました。医療費のうち、医薬材料費を第一診療所、川島診療所、合わせて43万1,000円減額いたしました。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第7号、専決処分の承認を求めることについて。専決第7号、平成27年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第7号は原案のとおり承認することに決しました。日程第10、議案第8号、専決処分の承認を求めることについて。専決第8号、平成27年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 8 号、専決処分の承認を求めることについて。平成27年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）の提案理由をご説明申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ44万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億 5,600 万 1,000 円とするものでございます。内容につきまして 6 ページをご覧ください。歳入のうち後期高齢者医療保険の保険料確定によりまして特別徴収保険料を 391 万 7,000 円減額し、普通徴収保険料を 347 万 2,000 円増額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 8 号、専決処分の承認を求めることについて。専決第 8 号、平成27年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 8 号は原案のとおり承認することに決しました。日程第11、議案第 9 号、専決処分の承認を求めることについて。専決第 9 号、平成27年度町立辰野病院事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

議案第 9 号、専決第 9 号、平成27年度町立辰野病院事業会計補正予算（第 2 号）の提案理由を説明申し上げます。1 ページをご覧ください。予算 3 条に定めた収入支出のうち、収入については医業収益を 7,800 万円、支出につきましては医業費用、医業外費用合わせまして 7,659 万 8,000 円を増額するものです。また、予算 4 条に定めた収入支出のうち、収入については 141 万 4,000 円の減額、支出については 816 万 1,000 円の減額となり、本文括弧書き中、不足する額を 2 億 4,269 万 3,000 円に改めるものです。 6

ページをご覧ください。入院収益、外来収益ともに3,200万円の増額となりました。入院につきましては病床利用率の向上によるものです。外来につきましてはC型肝炎の高額薬剤が8月に認可されたことにより収益が増えましたが、同じように材料費の方も増額となっております。また公衆衛生活動費についても1,400万円の増収となりました。これは主に検診や各種予防接種等にかかる収入となります。平成26年度より集団接種から個別接種に変わったこと、また、各種ワクチンの単価の値上がりも要因となっております。7ページをご覧ください。支出についてですが、まず薬品費については先ほどお話ししましたC型肝炎の薬の購入によるものです。また雑支出につきましては決算処理に伴い発生しました消費税の振り替えによるものです。8ページをご覧ください。資本金収入のうち、補助金につきましては当初予算においては国庫補助金として計上をしておりましたが、県の補助金扱いということで財源組替をしました。また額につきましては補助金の額の確定による減額です。9ページをご覧ください。医療用備品の減額ですが、主な要因としましては電子カルテシステムの構築にかかる費用が当初の予定より安価に済んだことによるものです。また企業債の償還につきましては昨年度末、借り入れの利率が確定したことによります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第9号、専決処分の承認を求めることについて。専決第9号、平成27年度町立辰野病院事業会計補正予算(第2号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第9号は原案のとおり承認することに決しました。日程第12、議案第10号、専決処分の承認を求めることについて。専決第10号、平成27年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第10号、専決第10号、平成27年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算（第1号）を提案するにあたりまして提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額にそれぞれ18万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を6,728万円とするものでございます。内訳につきましては6ページをご覧ください。歳入では告知システム使用料の減額と、使用料で27万8,000円の減額。告知システム広告利用等手数料の8,000円の減額。7ページの利子及び配当金につきましては基金利子の7万3,000円の増額。8ページの繰越金、39万6,000円の増額です。歳出では9ページになりますが、一般管理費が18万3,000円の増額となりますが、通信運搬費の不用減額、利子分7万4,000円を基金に積み立て、公課費で消費税分18万5,000円を増額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第10号、専決処分の承認を求めることについて。専決第10号、平成27年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第10号は原案のとおり承認することに決しました。日程第13、議案第11号、専決処分の承認を求めることについて。専決第11号、平成27年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第11号、専決第11号、平成27年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額からそれぞれ5,454万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億5,669万9,000円とす

るものでございます。内容について申し上げます。6ページをご覧ください。歳入でございしますが、介護保険料の第1号被保険者保険料を65万円の減額でございします。8ページをお願いいたします。国庫支出金のうち、国庫負担金の介護給付費負担金は737万3,000円の減額。国庫補助金は調整交付金をはじめとし、合計で211万6,000円の増額でございします。9ページをお願いいたします。これは社会保険診療報酬支払基金から来る支払基金交付金でございします。介護給付費交付金が2,145万9,000円の減額、地域支援事業交付金が317万7,000円の減額でございします。続きまして10ページの支出金でございしますが、県負担金の介護給付費負担金が630万7,000円の減額。県補助金の地域支援事業交付金が1万9,000円の減額でございします。11ページをお願いいたします。繰入金のうち一般会計からの繰入金ですが、介護給付費繰入金1,135万円をはじめとし、合計で1,790万円の減額です。12ページの諸収入でございしますが、地域支援事業利用者負担金は15万4,000円の増額、合計で9万5,000円の増額でございします。13ページをお願いいたします。財産収入でございしますが利子及び配当金で6万7,000円の増額でございします。次に14ページからの歳出でございしますが、事業費確定に伴います不用減額が主なものでございします。総務管理費で23万5,000円、徴収費で92万5,000円の減額、介護認定審査会費で307万1,000円の減額でございします。16ページをお願いいたします。保険給付費でございしますが、サービス給付費等諸費で4,956万1,000円の減額、高額介護サービス費で270万円の減額でございします。17ページの地域支援事業費でございしますが、介護予防事業費で1,118万円、包括的支援事業・任意事業で521万3,000円の減額でございします。19ページの基金積立金につきましては1,841万8,000円増額して積立を行いました。なお、基金の平成27年度末の残高は1億3,522万5,000円となっております。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案ご承認いただきますようよろしくをお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○根橋（2番）

17ページの歳出の介護予防事業で1,118万円の減ということなんですけど、これ予算の6割が減という、不用となっているんですが、これ、じゃ予算で何だったのか、そのへんちょっと説明してください。

○保健福祉課長

介護予防事業等につきまして27年度から新たな介護計画になりましたので、一番最初の年でございまして、その関係のあれがよく分からなかったというところがございまして、それで見越して予算を立ててるところでございましたけれど、実際に事業しましたらこのような形という形になったということでございます。以上です。

○根橋（2番）

今、よく分からなかったという説明ですが、こちらがよく分からないんですよ。だからなぜ、そのこれが6割も執行、残ったのかその背景なり、理由なりを明確に述べてください。

○保健福祉課長

27年度から介護予防の事業の関係が変わるような形になりました。初年度でしたので、今までの形の踏襲とは違うということは予想はできていたんでございますけれど、実際にやってみたら、このような形の数字になったということでございまして、それ以上のところはないんでございますけれど、ちょっと事業の内容が介護予防については変わりましたので、そこらへんのところでちょっとうちの方の過大予算を出したというところでございます。

○根橋（2番）

やってみたらこうだったって、それは数字見たら分かるんですが、お聞きしているのはね、どうしてその予算はそれなりの根拠を持ってこうしようという計画で我々も審査をし、良いことじゃないかっていうことで経過したと思うんですね。それがやってみたら何らかの原因があつてうまくできなかった、だからこうなったと思うんですけど、それをお聞きしているんですがね。どのように分析しているかっていうことです。

○保健福祉課長

分析という形でございますけれど、訪問型の介護予防事業委託料等が一番大きなところでございますけれど、実際にチェックシートとかそういうところでやった時に多少、介護の関係の単価等も落ちて、少なくなっているようなところでございまして、そこらへんもあるのかなっていうふうに感じてはおりますけれど、要支援の方の要支援1、2の方の介護、通所型、訪問型の所が減っていた、と単価の関係でそういうふうになったんじゃないかっていうふうに今、分析をしているというか、そういうふうに分ればそういう形になっているんじゃないかというふうに考えます。

○議長

ほかにありますか。

○堀内（6番）

今、説明があった内容にちょっと関連する内容で質問させていただきますが、9ページの所を見ていただきますと、交付金の関係につきましてもですね、介護予防事業分ということで02の所に地域支援事業支援交付金という形で約300万くらい減っているという状況があると思いますけれど、このへんの内容を加味しますとですね、17ページの今あった地区介護予防も含めて全体的にマイナスになっている要素っていうのは、やっぱり交付金が落ちているっていうことと、介護の報酬の関係のパーセントは約5%くらい落ちている状況あると思いますので、そこらへんが効いているのかなっていう気がしますが、今、根橋議員から話があったように、そこらへんの内容については当初から予想されている状況があるんじゃないかっていう、そんな形からするとですね、ちょっと見込みが逆に言うところ甘いっていう状況があるのかなっていう形がありますし、今、ここに書いてある地区予防、介護予防の委託料が120万円、これはどちらかと言うと本年度からですので、昨年度はそうではないと思いますが、これは事業的には変わっていない要素があると思うのですが、やっぱりこれだけの金額が落ちているということの要因で何かあると思うのですが、そこらへんはいかがでしょうか。

○保健福祉課長

地区介護予防の委託料の減額でございますけれど、ここらへんのところは業者に頼んでいた部分が減ったりとか、そういうところが大きな要因ではないかというふうに考えております。

○堀内（6番）

少なくとも、介護の関係を切り捨てるっていう内容ではもって行っていただきたくないので、そこらへんはよく考慮していただいて運用計画を立てていただきたいなと思います。これは要望です。

○岩田（1番）

今の両議員の質問に敷衍しているんですけども、結局ですね、この新しい形の地域包括ケアシステムがですね、初めてのこととかいうか、前々から準備していたというのは先行地域ということをおられるんですけども、実際には、要するに構造的な問題があると思うんですよ、方式のね。私の所へ聞こえてくるのは、要するに利用者の不

満、それから介護事業者の方の不満。そしてですね、今度のサポートシステムの人たちの何て言うのかな、責任感も含めたトータルの、サポートするという、ボランティアで、そのへんの不満、三者三様の不満が聞こえてきますけど、これは今年度、十分に今までの結果をいろいろ検討していただいて、大幅な改善をされるということを課長の方からお聞かせ願いたいんですけどね。その決意みたいなものを。これ全部減っているんですよ。じゃあ、これだけ減るという原因、1割とか2割ならいいんですけど、じゃあ計画がずさんだったのか、要するにそういうことの話になるわけですけども、ちょっとそのへんをお聞かせ願いたい。

○保健福祉課長

新しい事業を先んじて取り入れたということでございまして、そこらへんの周知徹底と言いますかね、事業の内容等の説明が不十分であったかなというふうに思いますので、今年1年の活動と言いますか、そこらへんを踏まえて本年度はしっかり、また事業者の方、サポーターの方に説明してこれからやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。

○宇治（10番）

関連なんですけども、これはお願いになりますが、できればその事業の接続という問題は確かに分かりますので、別に責めるわけじゃないんですけども、その予算と決算のその違いの数字の内容とか接続にかかる部分で、これからかなりこれ重要なテーマだと思っておりますので、全協等で資料で説明いただけないでしょうか。

○保健福祉課長

それでは、そういうような形に説明をしたいと思っております。お願いします。

○議 長

ほかにありますか。

（な し）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第11号、専決処分の承認を求めることについて。専決第11号、平成27年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第11号は原案のとおり承認することに決しました。

ただ今より暫時休憩といたします。なお再開時間は11時30分といたしますので、時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 11時 17分

再開時間 11時 30分

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。日程第14、議案第12号、専決処分の承認を求めることについて。専決第12号、辰野町税条例等の一部を改正する条例について。提案者より提案理由の説明を求めます。

○税務担当課長

議案第12号、専決処分の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）及び関係省令等が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、辰野町税条例等の一部を改正したので議会の承認を求めます。専決第12号、辰野町税条例等の一部を改正する条例の概要を説明申し上げます。第1条から第3条まで3本建てとなっております。まず、第1条、辰野町税条例の一部改正についてでございます。新旧対照表を基に説明させていただきます。1ページをご覧ください。第10条（徴収猶予の取消し）部分でございます。こちらは規定の整備によりまして改正するものでございます。第18条の2（災害等による期限の延長）部分でございます。行政不服審査法の施行（平成28年4月1日）に伴う、所要の規定の整備でございます。災害等により申告等の期限を延長する規定において、行政不服審査法による書類の提出期限を整備するものでございます。第18条の3、新旧対照表1ページでございます。こちらは（納税証明事項）の部分でございます。軽自動車税において環境性能割を導入すること等に伴う所要の措置を講じる等の規定の整備でございます。第19条、新旧対照表2ページになります。（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）についての部分でございます。平成29年1月1日施行分でございます。法律改正に合わせ税条例改正をするものでございます。内容につきましては増額更正により納付すべき税額について、当初の申告書が提出されており、かつ、その当初の申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった場合、当初の申告書により納付すべき税額の納付があった日の翌日から、当該税額を増加させる修正申告書

の提出日又は更正の通知をした日までの期間を、延滞金の計算の基礎となる期間から控除して計算することとされたことに伴う所要の規定の整備でございます。新旧対照表の3ページでございます。第34条の4でございます。（法人住民税関係）でございます。こちらは法律改正に合わせて税条例を改正するものでございます。法人住民税法人税割の標準税率を100分の9.7から6.0に引き下げられたことに伴う所要の規定の整備でございます。施行期日は29年の4月1日施行となります。第43条、新旧対照表3ページでございます。（普通徴収に係る個人の町民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収）についての部分でございます。こちら平成29年1月1日施行になります。増額更正により納付すべき税額について、当初の申告書が提出されており、かつ、その当初の申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった場合、当初の申告書により納付すべき税額の納付があった日の翌日から、当該税額を増加させる修正申告書の提出日又は更正の通知をした日までの期間を、延滞金の計算の基礎となる期間から控除して計算することとされたことに伴う所要の規定の整備でございます。新旧対照表の4ページになります。第48条（法人の町民税の申告納付）の部分でございますが、こちら先ほどと同じ理由で延滞金の計算の基礎となる期間から控除して計算することとされたことに伴う所要の規定の整備でございます。第50条、新旧対照表の6ページから7ページにかけてでございます。内容については（法人の町民税に係る不足税額の納付の手続）についての規定でございます。こちら先ほどと同様に法律改正に合わせて税条例を改正するものでございます。第56条、新旧対照表の7ページでございます。

（固定資産税の非課税の範囲を定める部分）でございます。地方税法348条第2項第16号が追加になったことにより、税条例を改正するものでございます。内容的には非課税団体の名称が変更となるものでございます。独立行政法人労働者健康福祉機構が独立行政法人労働者健康安全機構となるものの訂正でございます。第59条、新旧対照表の8ページでございます。（固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告）の部分でございます。地方税法の改正によりまして第56条と同様に、同16号の追加によって税条例を改正するものでございます。第80条、新旧対照表の8ページから9ページでございます。こちらが（軽自動車税の納税義務者等）の規定でございます。軽自動車税に環境性能割が導入されたことによりまして環境性能割りの納税義務者等について規定すること及び現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備でございます。第81条、新旧対照表の9ページから10ページでございます。こ

ちらは（軽自動車税のみならず課税）の部分でございます。こちら法律改正に合わせて税条例を改正するものでございます。第81条の2、新旧対照表の10ページでございます。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）を規定するものでございます。施行日が平成29年4月1日施行となります。日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲についての規定を法律改正に合わせ改正するものでございます。改正前は、第80条の2に規定されていたものを削り、第81条の2へ新たに定義する規定の整備を行うものでございます。次の第81条の3から第81の8まで軽自動車税に環境性能割が新設されること等による規定の整備でございます。第81条の3、新旧対照表10ページでございます。（環境性能割の課税標準）についての定義でございます。環境性能割の課税標準について新たに規定するものでございます。施行日は平成29年4月1日施行となります。第81条の4（環境性能割の税率）についての規定でございます。環境性能割の税率について新たに規定するものでございます。第81条の5、新旧対照表10ページでございます。（環境性能割の徴収の方法）について新たに規定するものでございます。第81条の6、（環境性能割の申告納付）についてでございます。環境性能割の申告納付について新たに規定するものでございます。第81条の7、新旧対照表の11ページでございます。（環境性能割に係る不申告等に関する過料）を定めるものでございます。こちらも新たに過料について規定するものでございます。施行日は平成29年4月1日施行となります。第81条の8（環境性能割の減免）についての定義でございます。次の第82条から第91条まで、従来の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備でございます。第82条、新旧対照表の12ページでございます。従来の軽自動車税を種別割に名称変更し税率について規定するものでございます。第83条、従来の軽自動車税を種別割に名称変更し、種別割の賦課期日及び納期について規定するものでございます。第85条、従来の軽自動車税を種別割に名称変更し種別割の徴収の方法について規定するものでございます。第87条、新旧対照表の13ページから14ページでございます。従来の軽自動車税を種別割に名称変更し、種別割に関する申告又は報告について規定するものでございます。第88条、従来の軽自動車税を種別割に名称変更し、種別割に係る不申告等に関する過料について規定するものでございます。第89条、新旧対照表の14ページから15ページでございます。従来の軽自動車税を種別割に名称変更し、種別割の減免について規定するものでございます。第90条、従来の軽自動車税を種別割に名称変更し種別割の身体障害者等に対する種別割の減免について規定するものでござ

います。第91条でございます。法律改正に合わせて申告に関する様式を定める改正でございます。原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等について規定するものがございます。附則に移ります。附則第6条、新旧対照表の17ページでございます。こちらは個人住民税関係の規定でございます。現行の医療費控除とは選択制で、年間1万2,000円を超える一定の医薬品を購入した場合の医療費控除（所得控除）でございますけれども、その特例が新設されることによります。この制度は、スイッチO T C医薬品と定義された医師の処方箋がなくても購入できる医療品による医療費抑制の趣旨から設けられる制度です。O T CとはOver The Counterの略語で薬局のカウンター越しの対面販売という意味でございます。附則第10条の2、新旧対照表の17から18ページになります。こちらは固定資産税関係の点になります。地方自治体の自主的な判断と執行の責任を拡大する目的で地域決定型地方税制特例措置、通称「わがまち特例」が拡充され、町の条例で特例割合を定める項目が追加されています。平成24年の税制改正により導入され、今回はその拡充となります。地方税法附則第15条第29項ほかの改正によりまして、津波防災地域づくりに関する法律でございますけれども、その津波対策の用に供する償却資産に関する特例で2分1を参酌し3分1以上、3分2以下の範囲とされていることから、条例で定める参酌基準を2分1とし、その対象資産の取得期限を平成32年3月31日まで延長するものがございます。同じく附則第10条の2第4項でございます。下水道除害施設で総務省令で定めるものについて、条例で定める参酌基準を4分の3とするものがございます。附則第10条の2第6項でございます。太陽光発電設備で条例で定める参酌基準を3分の2とし、附則第10条の2第7項では風力発電設備で条例で定める参酌基準を3分の2、附則第10条の2第8項では水力発電設備で条例で定める参酌基準は2分の1、附則第10条の2第9項、地熱発電設備で条例で定める参酌基準は2分の1、附則第10条の2第10項、バイオマス発電設備で条例で定める参酌基準を2分の1とするものがございます。第10条の3、新旧対象表の18ページから19ページになります。省エネ改修住宅等に対する固定資産税の減額規定の適用を受けるための申告書に補助金額を追加することによる規定の整備でございます。第15条の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は自動車の取得時に徴収されることから、当分の間、長野県が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うことから町の条例で規定するものがございます。第15条の3、新旧対照表19ページになります。軽自動車税の環境性能割の減免の特例について規定するものがございます。第15条の4、新旧対照表19ページでございます。軽自動

車税の環境性能割の申告等の特例について規定するものでございます。第15条の5、軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付について規定するものでございます。長野県が軽自動車の環境性能割の賦課徴収に関する事務に要する費用を補填するため、徴収取扱費を長野県に交付するための規定を整備するための改正でございます。第15条の6、新旧対照表19ページから20ページになります。軽自動車税の環境性能割の税率の特例についての規定において、当分の間の税率を減額する規定を整備するものでございます。第16条、新旧対照表20ページから21ページになります。軽自動車税の種別割のグリーン化特例、軽課になりますけれども、1年延長及び環境性能割の導入に伴い現行の軽自動車税を種別割に名称変更する規定の整備でございます。次に2条による改正でございます。辰野町税条例の一部を改正する条例（平成26年辰野町条例第10号）の一部を改正する条例でございます。附則第6条の改正でございます。新旧対照表の21ページから23ページになります。軽自動車の税率の特例についての規定でございます。平成27年3月31日までに初度検査を受けた軽自動車のうち、経年車重課税対象以外の3輪以上の軽自動車の税額を読み替える部分の施行前の改正規定になります。次に3条による改正でございます。辰野町税条例等の一部を改正する条例（平成27年辰野町条例第25号）の一部を改正する条例でございます。附則第5条でございます。町たばこ税に関する経過措置でございます。たばこ税について平成27年度に改正が行われ、旧3級品の紙巻たばこについて、特例税率が廃止され、平成28年度から平成31年度にかけて、段階的に税率の引き上げが行われます。税条例において、旧3級品のたばこの税率について、改正前1,000本あたり2,495円を平成28年4月1日から1,000本あたり2,925円に税率を引き上げるものでございます。以上、辰野町税条例等の一部を改正する条例について、概要を説明いたしました。ご審議の上、専決承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○向山（3番）

第1条ですね、新旧対照表で3ページになろうかと思えます。第1条の辰野町税条例第34条の4の改正部分であります。法人住民税の税率の引き下げですけれども、先ほどの説明のように29年4月1日からの施行ということでもありますけれども、今年度の予算ベースで大体どのくらいの減収になるのか、概算で結構ですけれどもお聞きしたいと思えます。

○税務担当課長

向山議員の質問にお答えします。平成28年度の法人税割の該当法人数は149社、課税標準は6億1,750万円と見込んでおります。平成29年度も同様と仮定し算出しますと、2,284万円ほどの減収と見込んでおります。以上でございます。

○向山（3番）

2,200万円余ということですから、かなり大きな減収になろうかと思えますけれども、これは国の税制度の改正に伴う町の税収減ということになります。これについては国の方では何らかの予算措置というか、交付税措置みたいなものは検討されているのか、お聞きしておきたいと思えます。

○まちづくり政策課長

国の方から今年の1月20日に事務連絡の方が来ております。総務省の自治税務局の方から来ておまして、その文書を読ませていただきますが、今回のこの改正であります、「地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、消費税率10%段階において法人住民税、法人税割の税率を引き下げるとともに」ということで今回この条例でもって出ております9.7%が6%に改正をされております。ともに、地方法人税、国の税金でありますけれども、この地方法人税の税率を引き上げ、これは現行4.4%を10.3%に引き上げるそうであります。「この税収全額を交付税及び譲与税配布金、特別会計に直接繰り入れ地方交付税の原資とすることとしている」ということであります。なので地方交付税でもって補填はされるだろうと考えております。また、「地方法人特別税、譲与税を廃止し、全額法人事業税に復元するほか、法人事業税額の一部を都道府県が市町村に交付する法人事業税交付金を創生することとしている」とありまして、また新たな交付金でもって配分がされるのかなと思っているところであります。ただ、先ほど言いました前段の所に「消費税率10%段階において」という文言がございまして、町長の招集挨拶にもありましたとおりに、どうもその2年半ほどそれが先送りされるような雰囲気です。この文言についてはこれから動向を見ていかなきゃいけないかなと思っているところであります。以上であります。

○議 長

ほかにありませんか。

(な し)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第12号、専決処分の承認を求めることについて。専決第12号、辰野町税条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第12号は原案のとおり承認することに決しました。日程第15、議案第13号、専決処分の承認を求めることについて。専決第13号、辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○税務担当課長

それでは議案第13号、専決処分の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。専決第13号、辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例について。地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）及び関係政令等が、平成28年3月31日に交付されたことに伴い、辰野町都市計画税条例の一部を改正したので議会の承認を求めるものでございます。地方税法第349条の3（変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準等の特例）を定める部分でありますけれども、改正されたために第2条及び附則第4項から9項、附則11項、附則13項まで引用する部分を地方税法改正に合わせて改正するものでございます。以上、概要を説明いたしました。ご審議の上、専決承認いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第13号、専決処分の承認を求めることについて。専決第13号、辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第13号は原案のとおり承認することに決しました。

日程第16、議案第14号、専決処分の承認を求めることについて。専決第14号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○税務担当課長

議案第14号、専決処分の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）及び関係政令等が、平成28年3月31日に交付されたことに伴い、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正したので、議会の承認を求めます。専決第14号、辰野町国民健康保険税の一部を改正する条例について概要を申し上げます。第2条第2項ただし書中、地方税法施行令の改正により基礎課税額にかかる課税限度額を改正前「52万円」から「54万円」に、後期高齢者支援金等課税額にかかる課税限度額を改正前「17万円」から「19万円」に引き上げるものでございます。第23条につきましても同様に施行令の改正によりまして5割減額の対象となる所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を改正前「26万円」から「26万5,000円」に引き上げ、2割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を改正前「47万円」から「48万円」に引き上げるものでございます。全て平成28年4月1日施行になります。以上、概要を説明いたしました。ご審議の上、専決承認いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第14号、専決処分の承認を求めることについて。専決第14号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第14号は原案のとおり承認することに決しました。日程第17、議案第15号、専決処分の承認を求めることについて。専決第15号、辰野町固定資産評価審査委員会条例及び辰野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求

めます。

○税務担当課長

議案第15号、専決処分の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。行政不服審査法（平成26年法律第68号）これが平成26年に全部改正されたものでございますが、平成28年4月1日に施行されたことに伴い、辰野町固定資産評価審査委員会条例及び辰野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正したので議会の承認を求めるものでございます。専決第15号、辰野町固定資産評価審査委員会条例及び辰野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてでございます。第1条、2条立てになっております。まず、1条による改正、辰野町固定資産税評価審査委員会条例の改正でございますが、行政不服審査法の改正に伴い条例改正を行う所要の規定の整備でございます。条例番号がなかった部分でございますので、条例番号を加える改正を行いました。辰野町固定資産税評価審査委員会条例の一部を改正する条例2条による改正でございます。行政不服審査法が平成28年4月1日に施行されることにより、平成28年3月31日時点において未施行である本条例の改正を行うものであります。以上、概要を説明いたしました。ご審議の上、専決承認いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第15号、辰野町固定資産評価審査委員会条例及び辰野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第15号は原案のとおり承認することに決しました。日程第18、議案第16号、専決処分の承認を求めることについて。専決第16号、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○こども課長

議案第16号、専決処分の承認を求めることについて。辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。国が定める子ども、子育て支援法の一部を改正する法律及び関係政令につきまして平成28年3月31日に公布されたことから辰野町関連条例の一部を改正するものであります。改正の内容ですが、現行の保育料では全ての世帯において同時に入園される2人目の子どもは半額、同時入園の3人目以降の子どもは無料でありましたが、改正保育料では低所得世帯が条件でありますけれども、同時入園の条件がなくなり2人目の子どもはいつでも半額、3人目以降の子どもはいつでも無料となるものであります。その上、低所得の一人親世帯等では1人目から半額となり、2人目以降の子どもは無料となるよう改正するものであります。国の法改正が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、辰野町の保育料に関する条例の一部を改正する条例の改正を該当世帯の8月以降、4、5、6、7月分について還付による調整を行う予定であります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第16号、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第16号は原案のとおり承認することに決しました。日程第19、議案第17号、平成28年度辰野町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

それでは平成28年度辰野町一般会計補正予算（第2号）を提案するにあたりまして提案理由を申し上げます。今回の補正予算は個人番号カード関連事業補助金、再生可能エネルギー等導入推進事業補助金の確定にかかる補正予算であります。この補正総額は

769万3,000円の追加であり、予算総額は85億8,568万3,000円となりました。歳入につきましては国庫補助金、県補助金、繰越金の増額であります。歳出につきましては総務費では地方公共団体情報システム機構委託料の増額であります。衛生費では再生可能エネルギー等導入推進事業街路灯設置工事の増額であります。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○議長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第20、議案第18号、平成28年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第18号、平成28年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第1号）について提案理由を説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,547万円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ9億9,635万5,000円とするものです。7ページをご覧ください。歳入では国庫補助金を3,190万円減額し、2,835万円とし、8ページ基金繰入金を253万円増額し、1,680万3,000円とし、9ページ町債では2,610万円減額し1億7,340万円とするものです。10ページの歳出では公共下水道費で経営戦略策定ガイドラインが明確化され、支援用の委託費を284万円増額し、下水道革新的技術実証事業（B-DASH）事業の採択により工事請負費を5,800万円減額し差し引き3億4,225万5,000円とするものです。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第18号、平成28年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第18号は原案のとおり可決することに決しました。日程第21、議案第19号、平成28年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第19号、平成28年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,784万7,000円とするものです。6ページをご覧ください。歳入については基金繰入金を130万円追加し582万円とし、7ページ歳出については総務事務費で委託料を130万円追加し507万6,000円とするものです。内容は公共下水道と同様に経営戦略策定ガイドラインの明確化により、支援業務委託料を追加するものです。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第19号、平成28年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第19号は原案のとおり可決することに決しました。日程第22、議案第20号、平成27年度（繰越）辰野南小学校体育館等改修工事請負契約についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第20号、平成27年度（繰越）辰野南小学校体育館等改修工事請負契約について提案理由を申し上げます。当工事の請負契約につきましては平成28年5月11日、一般競争入札に付した結果、落札者が決定しましたので請負契約を締結するため辰野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、第2条の規定により議会の議

決を求めるものでございます。契約の目的は平成27年度（繰越）辰野南小学校体育館等改修工事、契約の方法は一般競争入札、契約金額は1億8,360万円。契約の相手方は長野県上伊那郡辰野町大字赤羽558番地3、株式会社、岡谷組辰野営業所でございます。なお、一般競争入札の応札者は4者でありました。以上、提案理由を申し上げます。内容につきましては、こども課長から説明申し上げますのでご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○こども課長

工事内容を説明申し上げます。南小学校築38年が過ぎ、校舎全体に老朽化が目立っております。各棟の雨漏りもひどい状態となり、昨年度には体育館と体育館棟の一部外壁が落下するなど、どうしても修繕工事が必要となりました。本年度繰越事業として改修工事の予定をしております。工事の内容ですが、体育館棟、塗装防水工事、外壁補修塗り替え工事を中心に特別教室棟、外壁改修工事、防水屋根、金属屋根工事、普通教室棟、外壁改修工事、給食棟、昇降口、渡り廊下などの諸工事が予定されています。学校の授業を行いながらの工事となるため、夏休みを中心に週末工事の実施など気をつけながらの施工となります。そのため工期は平成29年1月31日までとしてあります。以上、工事の概要を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○熊谷（11番）

教室棟の方の工事内容ですけれども、屋根、雨漏り対策はどんな形になるのですかね。屋根を張るかどうか。

○こども課長

設計上で申しますと、現在の屋根を全て取り壊しまして、きれいに直した後、防火用塩ビシートの貼り付けで対応する予定で、その上の保護屋根はございません。なお、保護塩ビシートの防水の耐用年数は20年となっております。以上です。

○議 長

ほかにありませんか。

○垣内（12番）

その詳細なんですけれども、塩ビシートの後の排水路はきちんと下水処理されるんで

しょうか。

○こども課長

法に則っての処理と聞いております。処理をする予定でございます。以上です。

○議 長

ほかにありませんか。

(な し)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第20号、平成27年度（繰越）辰野南小学校体育館等改修工事請負契約についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第20号は、原案のとおり可決することに決しました。日程第23、議案第21号、平成28年度小野保育園耐震補強及び改修工事（本体工事）請負契約についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第21号、平成28年度小野保育園耐震補強及び改修工事（本体工事）請負契約について提案理由を申し上げます。当工事の請負契約につきまして平成28年5月11日、一般競争入札に付した結果、落札者が決定しましたので請負契約を締結するため、辰野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。契約の目的は平成28年度小野保育園耐震補強及び改修工事（本体工事）です。契約の方法は一般競争入札、契約金額は1億3,716万円。契約の相手方は長野県上伊那郡辰野町大字伊那富7475番3、株式会社、ヤマウラ辰野支店でございます。なお、一般競争入札の応札者は5者でありました。以上、提案理由を申し上げます。内容につきましては、こども課長から説明申し上げますのでご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○こども課長

工事内容を説明申し上げます。平成26年度末、耐震診断判定においてX方向構造耐震指標が判定基準の0.70を下回る0.240を測定いたしました。Y方向構造耐震指標も0.70を下回る0.228を測定しました。柱とはりの溶接接合部分耐力の不足により保育園耐震

補強及び改修工事が必要との判定結果となりました。現園舎の耐震補強工事の運びとなりました。工事の内容ですが、現園舎の改修工事により基礎工事の増打ち補強、壁補強工事は37ヶ所。柱の頭、柱の足、接合部分の補強は12ヶ所。水平ブレース補強23ヶ所。つなぎ材補強36ヶ所。以外に床仕上げ、壁仕上げ、天井仕上げなどの諸工事を予定しております。小学校の工事と同様、保育園での保育を行いながらの工事となるため、園全体を3ブロックに分け、影響の少ない工程で施工を目指しております。そのため工期は平成29年1月31日までとしています。以上、工事概要を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第21号、平成28年度小野保育園耐震補強及び改修工事（本体工事）請負契約についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第21号は原案のとおり可決することに決しました。日程第24、議案第22号、平成28から29年度辰野町公共下水道辰野水処理センターの建設工事委託に関する協定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第22号、平成28から29年度辰野町公共下水道辰野水処理センターの建設工事委託に関する協定について提案理由を申し上げます。平成28から29年度辰野町辰野町公共下水道辰野水処理センターの建設工事委託につきましては平成28年5月17日、随意契約に付した結果、協定の相手方が決定しましたので、建設工事委託に関する協定を締結するため辰野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。協定の目的は平成28から29年度辰野町公共下水道辰野水処理センターの建設工事委託に関する協定。協定の方法は随意契約。協定金額は1億200万円。協定の相手方は東京都文京区湯島二丁目31番27号、日本

下水道事業団でございます。以上、提案理由を申し上げます。内容につきましては建設水道課長から説明申し上げますので、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○建設水道課長

委託内容についてご説明いたします。辰野水処理センターの長寿命化計画に基づき、電気設備工事で管理棟電気盤、B系の水処理計で設備盤の更新。機械設備工事で、ツカム重送ポンプ、汚泥変流ポンプ等の更新工事を委託する日本下水道事業団において本工事設計、積算、発注関係、工事監督監理、竣工検査等を一括して実施いたします。なお、工期は平成30年3月30日までです。以上が委託内容です。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第22号、平成28から29年度辰野町公共下水道辰野水処理センターの建設工事委託に関する協定についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第22号は原案のとおり可決することに決しました。日程第25、議案第23号、平成28から29年度辰野町特定環境保全公共下水道小野水処理センターの建設工事委託に関する協定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第23号、平成28から29年度辰野町特定環境保全公共下水道小野水処理センターの建設工事委託に関する協定について提案理由を申し上げます。平成28から29年度辰野町特定環境保全公共下水道小野水処理センターの建設工事委託につきまして平成28年5月17日、随意契約に付した結果、協定の相手方が決定しましたので、建設工事委託に関する協定を締結するため辰野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。協定の目的は平成28から29年度辰野町特定環境保全公共下水道小野水処理センターの建設工事委託に関

する協定。協定の方法は随意契約。協定金額は1億7,940万円。協定の相手方は東京都文京区湯島二丁目31番27号、日本下水道事業団でございます。以上、提案理由を申し上げます。内容につきましては建設水道課長から説明申し上げますので、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○建設水道課長

委託内容についてご説明いたします。水処理センターの長寿命化計画に基づき、電気設備工事で監視制御盤、汚泥処理運転操作盤、薬品注入設備の更新、機械設備工事で脱水機本体、ケーキホッパーの更新。土木工事で配管改修を委託する日本下水道事業団において本工事設計、設計積算、発注関係、工事監督監理、竣工検査等を一括して実施いたします。なお、工期は平成30年3月30日までです。以上が委託内容です。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第23号、平成28から29年度辰野町特定環境保全公共下水道小野水処理センターの建設工事委託に関する協定についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決することに決しました。日程第26、地方自治法施行令第146条第2項、地方公営企業法第26条第3項、地方自治法第243条の3第2項の規定、及び地方自治法第180条の規定による報告事項がありますのでお聞き取り願います。報告第1号、平成27年度辰野町一般会計繰越明許費繰越計算書。報告第2号、平成27年度辰野町上水道事業会計予算繰越計算書。報告第3号、平成27年度辰野町土地開発公社事業決算書及び平成28年度辰野町土地開発公社事業計画書の提出について。報告第4号、専決処分報告について。以上、4件について順次報告を求めます。

○まちづくり政策課長

報告第1号、平成27年度辰野町一般会計繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。1行目の社会資本整備総合交付金事業につ

いては中央自動車道の歩道橋 4 橋のネクスコ中日本への橋梁補修工事の委託。2 行目の情報通信情報事務は地方公共団体情報セキュリティー強化対策事業委託。3 行目は南小体育館等の改修事業。4 行目の地方創生加速化交付金事業は食の革命事業、信州フューチャーセンター事業ほか 2 事業の事業費。5 行目の旧福寿苑管理事務は旧福寿苑の擁壁改修工事です。1 行目の社会資本整備総合交付金事業につきましては事業費の一部を残りのものについては事業費の全部を平成28年度へ繰越手続きを行い、繰越明許費として事業を実施いたします。各事業の補助金の確定時期、または適正工事期間の関係等により年度内に完了困難なため翌年度へ繰り越すものでございます。繰越額は合計で 3 億 587 万 1,000 円です。以上、報告いたします。

○建設水道課長

報告第 2 号、平成27年度辰野町上水道事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法第26条第 3 項の規定により報告いたします。内容は有形固定資産購入費。事業箇所は小野駒沢浄水場関連の用地取得費です。これは当初、取得予定していた土地がボーリング調査等の結果から霧訪山奈良井断層帯を構成する断層の一部が存在する可能性があり、建設の土地に計画変更したため本用地取得費 820 万円を翌年度へ繰り越すものです。以上、報告いたします。

○まちづくり政策課長

報告第 3 号、平成27年度辰野町土地開発公社事業決算書及び平成28年度辰野町土地開発公社事業計画書につきまして報告いたします。はじめに平成27年度辰野町土地開発公社の事業報告書でございます。1 ページをご覧ください。概要を申し上げます。平成27年度の事業は経営健全化計画に基づき桜町地区 984 平米を処分し、町からの繰出金により簿価の縮減を図りました。造成用地地区では下辰野地区 1,448 平米を取得し、平出地区 211 平米、桜町地区 3、6 号区画 469 平米の 3 区画を処分し、宅地分譲が完了いたしました。また、上辰野地区 924 平米を道路用地として処分をいたしました。理事会につきましては 2 回の理事会におきまして全議案、承認及び可決いただきました。次に平成27年度の辰野町土地開発公社事業会計の決算書でございます。こちらの方の 1 ページをご覧ください。収益的収入及び支出でございますが、収入では事業収益で 7,026 万 6,895 円。事業外収益として土地開発公社所有の土地の簿価と実勢価格の乖離の解消のため、町の一般会計から 1 億円の補助をいただきまして 1 億 600 万 2,830 円。合計で 1 億 7,626 万 9,725 円となり、支出では事業原価で 1 億 6,794 万 4,044 円。販売費及び一

般管理費が83万5,516円。事業外費用748万1,875円。合計1億7,626万1,435円。純利益は8,290円であります。2ページをご覧ください。資本的収入及び支出でございますが、資本的収入は7億7,338万円で資本的支出は9億3,821万9,960円でした。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億6,483万9,960円は損益勘定留保資金で補填いたしました。3ページをご覧ください。財産目録でございますが、資産は現金預金1,714万8,500円。未収金が13万9,000円。完成土地等、6億9,798万1,494円。資産合計が7億1,526万8,994円。負債は短期借入金7億1,208万円。負債合計7億1,208万円であります。差引純資産として318万8,994円の黒字でございます。5ページをご覧ください。貸借対照表になりますが、資産の部で流動資産合計は7億1,526万8,994円で資産の部、合計も同額であります。負債の部で短期借入金は7億1,208万円。流動負債合計及び負債の部合計も同額であります。資本の部では資本財産が300万円。前期繰越準備金が18万704円。当期純利益8,290円を計上し、資本の部、合計は318万8,994円。負債資本の部、合計は7億1,526万8,994円となりました。6ページはキャッシュフロー計算書、また7、8ページは収益的収支、資本的収支の明細書です。説明は省略をさせていただきます。続きまして平成28年度の辰野町土地開発公社の事業計画書でございますが、ご覧いただきたいと思っております。1ページをご覧ください。基本計画といたしまして公有地の処分事業はありませんが、賃貸による貸付等、あと継続事業として3地区を計画執行していきます。土地造成事業では処分事業として3地区2,460平米の分譲を予定し、継続事業と合わせて14地区の分譲及び造成、売却計画を実施していきます。また、平成25年度から推進中の辰野町土地開発公社経営健全化計画を引き続き実行していきます。なお、「4.平成27年度事業地区」とここに書いてありますが平成28年度の誤りですので訂正し、お詫び申し上げます。28に直していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。続きまして平成28年度辰野町土地開発公社の事業会計の予算書でございますが、1ページをご覧ください。収益的収入及び支出はともに1億9,587万円でございます。平成28年度も引き続き1億円を一般会計から補助いただき土地開発公社所有土地の簿価と実勢価格の乖離の解消に補填させていただきます。資本的収入及び支出では資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額が2,850万円となりまして、留保資金で補填するものでございます。資本的収入は借入金で7億2,000万円。資本的支出は7億4,850万円でございます。3ページ以降は実施計画を添付させていただきました。ご覧いただきたいと思っております。以上、辰野町土地開発公社、平成27年度の

決算及び28年度の事業計画について報告させていただきました。

○総務課長

報告第4号、専決処分の報告について。地方自治法第180条の規定により町が損害賠償の責めを負うものについて専決処分をしたので報告をいたします。本年1月27日に発生した財物事故であります。住民の方が町の管理する施設、これはほたるドームでございます。この駐車場に車を駐車していたところ、施設の屋根に積もっていた雪が落下しましてルーフパネルなどを破損したものでございます。示談が成立しまして賠償金額40万9,574円支払ったものであります。専決の日は平成28年3月18日です。保障につきましては全国町村会総合賠償保険にて処理をいたしました。

○議長

ただ今、4件について報告がありましたが報告事項でありますので、特にここで聞いておきたいという点に限って質疑を行います。ありますか。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。日程第27、請願・陳情についてを議題とします。請願・陳情については、あらかじめ文書表を配付してあります。ここで事務局長に文書表を朗読いたさせます。

○議会事務局長

(文書表 朗読)

○議長

以上、請願・陳情7件については、それぞれ所管の委員会へ審査を付託とすることにいたします。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会といたします。大変ご苦労さまでした。

11. 散会の時期

6月1日 午前 12時 41分 散会